

法務省民二第123号
平成27年2月24日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(福島以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について(依命通知)

標記については、平成26年12月25日付け法務省民二第852号法務省民事局長通達(以下「本通達」という。)において、本通達の別紙の3及び8については平成27年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされ、当該登記所ごとに別に定める日(本年2月分)については、本年1月21日付け法務省民二第62号をもって通知したところですが、今般、下記の登記所について、変更が生じたので、通知します。

記

福島地方法務局 若松支局

平成27年2月24日(火)→平成27年2月26日(木)